

令和 7 年度 政務活動費連絡会における検討事項

検討事項	方向性（案）
1 物価高騰に伴う備品購入費に係る充当限度額の引き上げについて	備品購入費（パソコン等を除く）の取得価格の上限及び充当限度額について、物価高騰の観点から、現行の10万円を15万円に改める。 （議長が充当を承認したものは、15万円を超えていても充当可能。） （理由） 本県議会で政務活動費における備品購入費に係る取得価格の上限及び充当限度額を10万円に設定した平成23年4月と、本年（令和7年9月）の消費者物価指数（関東地方：家具、家事用品）を比較すると、98.9と120.9で（令和2年を100とする）、22%上昇している。 今後も、物価動向は見通せない面もあることから、5万円単位に切り上げ、15万円とする。
2 パソコン等の充当限度額等について	パソコン等については、実勢価格を勘案し、取得価格の上限及び充当限度額を30万円とする。 （議長が充当を承認したものは、30万円を超えていても充当可能。） （平均額） ○ パソコン（Windows） 138,959 円 ○ パソコン（Mac） 282,466 円 ○ スマートフォン（iPhone） 185,633 円 ○ タブレット（iPad以外） 125,388 円 ○ タブレット（iPad） 171,050 円 また、「指針」中の「備品の取扱い」欄の表記について、「パソコン等」に「携帯電話（スマートフォンを含む）、タブレット端末」も含まれることが明確になるように表記を見直す。
3 レターパックの取扱い等について	レターパック（類するものを含む）について、切手と同様に、一月あたり1万円を充当限度額とする。 また、切手、はがき、レターパック（類するものを含む）の遡り充当ができないことを明確にする。